那 塩 農 畜 第 256 号 令 和 7(2025) 年 7 月 16 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

市町村名	那須塩原市					
(市町村コード)	(09213)					
地域名	鍋掛地区					
(地域内農業集落名)	(鍋掛、野間)					
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7(2025)年7月16日				
励識の結果を取りる	まとめに平月日	(第3回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日|欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・現状は、地域の農業者で多くの農地をカバーできているが、将来を見据え、効率的に営農していけるように農地を集積・集約化させる必要がある。
- ・地籍調査が進んでいないため、現況と違う農地があり、スムーズに農地バンクを活用することが難しい。

【地域の基礎的データ】

担い手: 75人、農業者平均年齢:約59歳、主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の担い手に農地を集約し、地域の農地全体における営農継続を図る。
- ・集落営農化、法人化を図ることで、営農の専門化を促進する。
- ・ブランド化を図るとともに、単価の高い園芸作物の栽培を促進し、担い手の農業収入向上を図る。
- ・小規模農業者でも活用できる農業用機械の購入及び利用のための補助制度の充実化や作業受委託にかかる経費(草 刈等)の補助制度を国に要望し、多くの農業者が耕作しやすい環境づくりを進める。
- ・ J A や行政の専門的な指導を受けることで、担い手の農業収入向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区均	664.3 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	664.3 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項											
	(1)農用地の集積、集約化の方針											
	地域の担い手に農地を集約し、地域の農地全体における営農継続を図る。											
	(2)農地中間管理機構の活用方針											
	農地中間管理機構を活用して、農用地の集積、集約を進めていく。											
	(3) 基盤整備事業への取組方針											
	地域の協力で基盤整備及び小規模での圃場整備を進め、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図る。											
	(4)多様な経営体の確保	・育	成の取組方針								
	市、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針											
	・地域内で農作業の効率化を図るため、農業支援サービス事業者等を積極的に活用していく。・農業支援サービス事業者の育成を図る。											
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)											
		①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④ 輸出		⑤果樹等		
		⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他		
	【 選	択した上記の取組方針】										